ニ　法第二十条第三項第五号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）	
(1)　水位又は水量を減少させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が一万平方メートル以下のもの又は法第二十一条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）	(1)　水位又は水量を減少させる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）（新規）
(2)　水位又は水量を増加させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が一万平方メートル以下のもの又は法第二十一条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）	(2)　水位又は水量を増加させる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）（新規）
ホ　法第二十条第三項第六号、第七号、第十号（土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。）及び第十五号、第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為	ホ　法第二十条第三項第六号、第七号及び第十五号、法第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為
ヘ　（略）	ヘ　（略）
八　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限	八　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限
イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）	イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築	(1)　その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築（新規）
(2)　仮工作物の新築又は増築	(2)　工作物の改築
(3)　工作物の改築	(3)　第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の五までに掲げる行為
(4)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為	
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
九～二十六　（略）	九～二十六　（略）

附　則

この省令は、平成三十年五月十日から施行する。